

一般社団法人日本顎関節学会 認定歯科衛生士資格の申請について（2026 年）

認定歯科衛生士資格について、本年の申請受付を開始致します。以下各種をご確認の上、ご対応下さい。

1.

「申請書」は日本顎関節学会 HP の会員専用ページ内の「認定歯科衛生士制度」ページからダウンロードしていただき、2026 年 8 月 3 日（月）～9 月 4 日（金）（必着）の間に、学会事務局まで郵送して下さい。

申請書は様式 1～様式 7 までの全様式をご提出下さい。会員専用ページのログイン情報が不明の場合は、事務局までメールでご照会下さい。事務局メールアドレスは本文書下部に記しております。

様式 7（症例報告書）は必ず PC でのご入力をお願い致します。（手書きはお受けできません。）

申請書の「書類審査」を行い、その可否結果を 10 月中旬頃までに文書で通知致します。

申請条件は本書末尾にまとめておりますが、HP 上で掲載している「認定歯科衛生士制度規則／施行細則」からも必ずご覧くださいますようお願い致します。

【申請書郵送先】 〒170-0003 東京都豊島区駒込 1-43-9 駒込 T Sビル 401

一般社団法人日本顎関節学会 宛

※「認定歯科衛生士申請書 在中」と必ずお書き下さい

※レターパックもしくは書留でお送りいただくことを推奨致します

2.

本年の書類審査合格者は、3 年以内（2028 年まで）に、治療終了後 3 カ月以上経過観察した 3 症例について症例報告書を作成していただいた上で、当方で選択した 1 症例について口頭試問を受けていただきます（zoom 形式で実施）。本年に受審する場合は「審査申込書」をご提出下さい。審査申込書および受付期間については、合格通知書の中に詳細を記します。

本年の口頭試問実施日は、2026 年 11 月の日曜日の実施を予定しております。（詳細は確定次第、公示します。）

なお、同日午前には、口頭試問受審者用の講習会も実施しますので、そちらも受講していただきます。

認定歯科衛生士資格の申請条件

1) 日本顎関節学会準会員以上の資格

（認定歯科衛生士申請時に、本学会に継続して **1 年以上の在籍期間**があること）

2) 本会の学術大会に 1 回参加（※2024 年開催の第 37 回大会から、単位対象回になります）

3) 「認定歯科衛生士講習会」あるいは「歯科衛生士セミナー」に 1 回もしくは 2 回参加

（※本会研修機関に所属する場合はどちらか 1 回、**所属しない場合は双方 1 回ずつ参加**が必要）

4) 新規申請書の提出（症例報告書を含む）および書類審査の合格

a) 顎関節症の診療実績 10 例以上を一覧表として報告する

b) 顎関節症に対する生活習慣・セルフケア指導について治療を終了しさらに 3 カ月以上の経過観察を行った症例 3 症例（30 単位）以上（1 症例 10 単位）

お問い合わせ先：一般社団法人 日本顎関節学会事務局

メール gakkai23@kokuhoken.or.jp

一般社団法人日本顎関節学会

認定歯科衛生士活動推進委員長 佐藤文明